

国水防第311号
令和2年3月18日

香川県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

愛媛県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

高知県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

福岡県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

佐賀県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

長崎県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

熊本県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

大分県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

宮崎県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

鹿児島県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

沖縄県土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

なお、貴管内市(指定都市を除く。)町村に対してもこの旨、周知方お願いします。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

札幌市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

仙台市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

さいたま市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知していましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

千葉市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

川崎市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

横浜市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。

国水防第311号
令和2年3月18日

相模原市土木主管部局長殿

国土交通省
水管理・国土保全局防災課長



災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いの改正について(通知)

災害査定事務の合理化と災害復旧事業の適正かつ迅速な施行を図るため、「災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて(通知)」(平成13年2月14日付け国河防第23号。以下「本通知」という。)により対応するよう通知しておりましたが、今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業(2条2項)とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定(7条)に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議(施行令7条1項)の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことを受け、本通知を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

本通知記一中、「河川局防災課」を「水管理・国土保全局防災課」に改め、「ル 公共土木施設災害復旧事業査定方針第十五の二第一項に該当する箇所」の次に「ヲ 公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行を予定している箇所」を加える。